

静岡県告示第125号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社静岡運輸	裾野市御宿1291番地の1	児童発達支援事業所はぐくむ函南柏谷教室	田方郡函南町柏谷16－3	令和7年2月1日	保育所等訪問支援	特定無し
合同会社みらいす	藤枝市藤岡二丁目20番9－2号	児童発達支援事業所 み・か・た	藤枝市岡部町岡部1923－13	令和7年2月1日	児童発達支援	特定無し